

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年6月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600022号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600033号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成27年7月28日は18万4,000円、同年12月28日は24万3,000円、平成28年7月21日及び同年12月21日はそれぞれ24万4,000円、平成29年7月28日及び同年12月28日はそれぞれ24万5,000円、平成30年12月10日は24万6,000円、令和元年8月28日は45万円に訂正することが必要である。

平成27年7月28日、同年12月28日、平成28年7月21日、同年12月21日、平成29年7月28日、同年12月28日、平成30年12月10日及び令和元年8月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月28日、同年12月28日、平成28年7月21日、同年12月21日及び令和元年8月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、平成29年7月28日、同年12月28日及び平成30年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成27年7月28日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から24万3,000円に訂正することが必要である。

平成27年7月28日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月28日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年7月21日
④ 平成28年12月21日
⑤ 平成29年7月28日

- ⑥ 平成 29 年 12 月 28 日
- ⑦ 平成 30 年 12 月 10 日
- ⑧ 令和元年 8 月 28 日

A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間①から⑧までの標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑧までについて、A社から提出された請求者に係る賞与明細一覧表により、請求者は、各請求期間に同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、前記賞与明細一覧表により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 18 万 4,000 円、請求期間②は 24 万 3,000 円、請求期間③及び④はそれぞれ 24 万 4,000 円、請求期間⑤及び⑥はそれぞれ 24 万 5,000 円、請求期間⑦は 24 万 6,000 円、請求期間⑧は 45 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 27 年 7 月 28 日、同年 12 月 28 日、平成 28 年 7 月 21 日、同年 12 月 21 日及び令和元年 8 月 28 日の賞与について、厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が請求者に係る平成 29 年 7 月 28 日、同年 12 月 28 日、平成 30 年 12 月 10 日の賞与について、厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管している厚生年金保険被保険者賞与支払届（総括表を含む。）により、当該期間における賞与を支給していない旨の届出が行われていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の平成 29 年 7 月 28 日、同年 12 月 28 日及び平成 30 年 12 月 10 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、前記賞与明細一覧表により、請求者は、A社から 24 万 3,000 円の賞与を支給されたと認められることから、前記 1 の訂正後の標準賞与額を 18 万 4,000 円から 24

万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、前記訂正後の標準賞与額（前記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。